平成 23 年 11 月 25 日

各　位

会 社 名　　オリンパス株式会社
代表者名　　代表取締役社長執行役員　髙山　修一
（コード：7733、東証第１部）
問合せ先　　広報・ＩＲ室長　南部　昭浩
（TEL. 03-3340-2111㈹）

株主からの追加の提訴請求について

平成 23 年 11 月 10 日付適時開示「株主からの提訴請求について」でお知らせしましたとおり、当社監査役は、平成 23 年 11 月 9 日、個人株主から当社監査役宛に送付された責任追及等の訴えに関する提訴請求書を受領しておりましたが、その後、同株主から、平成 23 年 11 月 17 日付で当社監査役に対する追加の提訴請求書が届くとともに、平成 23 年 11 月 18 日付で当社代表取締役に対する提訴請求書も届きましたので、お知らせします。

当社監査役に対する追加後の提訴請求では、平成 11 年以降在任したまたは在任する一部の取締役 37 名に対し、当社が保有していた金融商品の含み損の穴埋め目的で、Gyrus Group PLC 買収におけるアドバイザーへの支払いならびに株式会社アルティス、ＮＥＷＳ　ＣＨＥＦ株式会社および株式会社ヒューマラボ買収における投資ファンド等への支払いを行ったこと等について、当社の調査の上で善管注意義務違反が存在すると判断した際には、総額 1,494 億 1,900 万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及等の訴えを提起することが請求されております。

また、当社代表取締役に対する提訴請求では、平成 11 年以降在任したまたは在任する監査役 11 名に対しては、取締役の業務について適正に監査する義務に違反したことについて、平成 11 年以降会計監査人を務めたまたは務める２監査法人に対しては、監査役会への不正行為の報告等の義務を怠ったことについて、当社の調査の上で善管注意義務違反が存在すると判断した際には、総額 1,494 億 1,900 万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及等の訴えを提起することが請求されております。

当社監査役および当社代表取締役は、本提訴請求の内容について調査し、対応を検討してまいります。

今後、当社が責任追及等の訴えを提起するか否かにつき決定しましたら、速やかに開示します。

以　上

（ご参考）

平成 23 年 11 月 9 日に受領した当社監査役に対する提訴請求では、平成 18 年以降在任した、又は在任する一部の取締役 21 名について、Gyrus Group PLC 買収におけるアドバイザーへの支払いならびに株式会社アルティス、ＮＥＷＳ　ＣＨＥＦ株式会社および株式会社ヒューマラボ買収に関して、当社の調査の上で善管注意義務違反が存在すると判断した際には、総額 1,394 億 1,900 万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及等の訴えを提起することが請求されておりました。